

令和7年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

対象団体名： 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター
（都市公園（11公園）指定管理者）

所 管 課： 都市デザイン部 都市四課

(1) 指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター に対する指摘

N o	指 摘 事 項	措 置
1	ア テニスボールの販売に係る受払簿について	
	テニスボールの販売について、受払簿が作成されていなかった。 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター財務規程第47条第3項の規定に基づき、受払簿を備え、仕入れ数、販売個数及び在庫個数を適切に管理されたい。	テニスボールの販売に係る受払簿を既に作成（令和7年12月に整備済み）しており、テニスボールの仕入れ数、販売個数及び在庫個数を適正に管理をしていることを確認しました。
2	イ 廃棄物の処理について	
	産業廃棄物の処理を委託する場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号の規定により、委託契約は、書面により行わなければならないところ、委託契約書を作成していなかった。 廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令にのっとり処理されたい。	令和8年3月に実施した産業廃棄物処理委託については、見積書の徴取後、『産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書』を締結した上で、産業廃棄物の処理を委託していることを確認しました。 今後も指定管理業務の実施に当たっては、法令等の遵守を徹底するように指導を行いました。